

藤沢型地域包括ケアシステムの推進について

I これまでの取組について

本市では、高齢者はもとより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをめざし、市民の日常生活圏域である13地区の特性を活かした、行政と多様な主体との協働による支えあいの地域づくりを共通基盤としながら、介護・医療・予防・生活支援・住まい等のサービスを切れ目なく提供する「藤沢型地域包括ケアシステム」を平成27年度から推進しています。

行政主体の取組としては、引き続き庁内検討委員会において分野横断的な連携と取組状況の共有を進め、市民、地域活動団体、事業者、関係機関等の多様な主体で構成する「藤沢型地域包括ケアシステム推進会議」では、包括的・総合的な相談支援のあり方を通年テーマとして、地域の困りごとを地域で受け止める体制や、それを支援するための仕組み等について議論を深めています。

平成28年度は、新たに設定した取り組むべき6つの重点テーマ（図1）に沿って、コミュニティソーシャルワーカーの配置による地域の相談支援体制づくり、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」とします。）の開始、在宅医療・介護連携の地区別懇談会の開催、子どもの貧困対策として、給付型奨学金の創設や子どもの生活支援事業の実施などに取り組みました。

また、「支えあいの地域づくり」が市域全体に広がるよう、地域で活動する様々な団体等の取り組みを発表するシンポジウムを開催し、住民参加の意識の醸成を進めるとともに、13地区ごとに郷土づくり推進会議をはじめとする地域活動団体等との意見交換を実施し、地域における取組の現状や課題の共有を進めました。

平成29年度からは、組織改正に伴い地域包括ケアシステム推進室を新設し、保健・医療・福祉の連携と推進体制のさらなる強化を図っています。

図1 分野横断的に取り組む重点テーマ



II 平成29年度の取組について

1 6つの重点テーマの推進

平成29年度は、6つの重点テーマの中で、特に分野横断的な連携による取組が必要となる課題について、短期目標としている2020年に向けたロードマップを作成しています。(詳細は資料2「藤沢型地域包括ケアシステム 短期目標に向けたロードマップ」を参照) このロードマップをベースに、取組の進捗管理や課題の検討を行いながら、さらに効果的・効率的な推進が図られるよう、専門部会や事業・課題ごとの分科会等を積極的に開催していきます。

また、市民の方々に取り組んでいただきたい行動等をあわせて掲げ、地域で活動する団体・事業者、関係機関等とともに協働した体制の充実を進めるための基本的な考え方といたします。

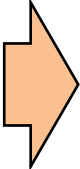

2 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

厚生労働省では、地域共生社会の実現に向け、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、様々な改革を進めています。その取組の一環として、社会福祉法の一部改正案を盛り込んだ「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」を第193回国会に提出しており、平成29年5月26日に可決・成立し、平成30年4月1日から施行されることとなりました。

社会福祉法改正の概要としては、地域における課題解決力の強化と、包括的な支援体制の整備に関する取組の一体的な推進を、あらゆる社会福祉の分野の共通基盤として位置づける地域福祉計画に基づき取り組むものであり、これは本市がめざす藤沢型地域包括ケアシステムの基本理念、さらには、各分野の施策の共通基盤となる地域づくりと、制度のはざまにも対応した施策の展開を進める計画として位置づけている、「藤沢市地域福祉計画2020」の方向性とも共通するものです。(図2)

平成29年度は、「藤沢市地域福祉計画2020」の中間見直しの作業年にあたることから、こうした流れを先行して取り入れながら、「藤沢型地域包括ケアシステム」の考え方やロードマップを反映させるとともに、地域福祉の総合的な推進が強化できるよう、地域福祉と各福祉分野に共通する事項を本計画の中に位置づけます。

図 2

社会福祉法の一部改正 【主なポイント】	関連	藤沢型地域包括ケアシステムの 基本理念と地域福祉計画
①地域住民等は、多様で複合的な地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携により解決を図るよう留意する。		
②各相談機関は、自ら解決困難な地域生活課題を把握したときは、支援関係機関による支援の必要性を検討し、必要に応じ支援を求めるよう努める。		
③市町村は、地域住民等及び支援関係機関の相互の協力により、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努める。		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">藤沢型地域包括ケアシステムの 基本理念</p> <p>(1) 全世代・全対象型地域包括ケア</p> <p>(2) 地域の特性や課題・ニーズに応じた地域づくり</p> <p>(3) 地域を拠点とした相談支援体制の整備</p> </div>
④市町村は、あらゆる社会福祉の分野で共通して取り組むべき事項、及び地域における課題解決力の強化と、包括的な支援体制の整備に関する事項を一体的に定める地域福祉計画を策定するよう努める。		<div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">「藤沢市地域福祉計画2020」の 中間見直し</p> </div>

3 13 地区ごとの課題・ビジョンの共有

平成28年度までに、地域団体、関係機関等との意見交換を進めてきた中で、地域の課題とめざすべき方向性の共有を図ってきました。平成29年度は、次の2点を中心に取組を進め、年度末に各地区の郷土づくり推進会議等に報告させていただくことで、各地区の中で住民主体の様々な取組やビジョンを共有し、支えあいの地域づくりを推進します。

(1) 地域生活課題を「我が事」として考えるための普及啓発

市民の方々が、地域における様々な生活課題を「我が事」として捉え、自助・互助へとつながるためには、福祉・医療に関する身近な問題、自身の健康の増進や介護に関する情報等、様々な情報提供、普及啓発が必要不可欠です。地域団体活動や公民館サークル活動、生涯学習出張講座等、あらゆる機会を捉えた周知・啓発活動に努め、幅広い層への意識醸成を図ります。

(2) 地域における住民主体の活動支援

各地区で福祉的な活動の中核を担っている団体（地区社会福祉協議会、地区ボランティアセンター、自治会等、地域の特性によって異なります）との意見交換を進めます。また、各地区で小地域ケア会議（協議体）やワークショップ等を開催する中で、地域での様々な課題を解決するための仕組みについて、地域の方々と検討します。

(1) 重点的な取組

ア 多機関協働による在宅生活の支援

医療・介護専門職が顔の見える関係により、地域における療養生活の支援や「看取り」が可能な体制づくりを進めます。また、認知症に関する支援においては、民間企業の協力を求め、誰もが安心して暮らせるまちをめざします。

イ 本人の目標達成に向けた自立支援

本人の「したい、できるようになりたい」という思いを大切にしたい、重症化予防等に着眼した自立支援型の介護予防ケアマネジメントを進めます。

進めるにあたっては、本人の思いに沿った目標の達成に向けて、介護予防・自立支援をテーマとした地域ケア会議等を実施し、効果的な支援に努めます。

ウ 地域住民が中心となって展開される介護予防や認知症予防への支援

健康寿命日本一をめざす本市では、「健康な地域づくり」というコンセプトのもと、介護予防や認知症予防に関する情報提供や活動の機会として、各種一般介護予防教室をはじめ、地域が主体となって展開している通いの場や公園体操などの予防を重視した取り組みを支援します。また、健康増進事業との連携により、若い頃からの早期の生活習慣病予防への支援と、普及啓発に努めます。

(2) 総合事業における訪問型サービスAの取組

緩和した基準による訪問型サービスAの指定事業所は、平成29年5月1日現在27事業所で、3月末までの利用者は7人、サービスを提供した回数は77回です。

また、本サービスの担い手となるヘルパー養成については、平成28年度は研修会を3回開催し、68人が修了しました。

平成29年度については、研修開催回数を4回に増やし、またカリキュラムに地域の特性に関する講義を取り入れるなど、より充実した内容で実施し、新たに担い手となる人材の養成に努めます。

また、訪問型サービスAは、平成28年10月に開始した新しいサービスのため認知度が低いことから、さらなる浸透をめざし、ケアマネジャー等を通じて、利用者への周知・啓発を図るとともに、利用者のニーズや住民主体によるサービスBの進捗状況などを総合的に評価し、今後の方向性についての検証を継続します。

(3) 総合事業における通所型・訪問型サービスBの推進

本市では、従来からボランティア活動や先駆的な取組として「いきがいデイサービス」「地域の縁側」「地区ボランティアセンター」をはじめとする様々な住民主体による活動が展開されており、このような活動への支援は、サービスBの考え方と一致するもので、より多くの市民が参加でき「健康な地域づくり」につながる取組となるよ

う推進します。

今後、平成28年度にサービスの提供に関する意向確認をした団体や、すでに地域で通いの場や訪問支援等の運営をされている団体等に対し、通所型は平成29年10月、訪問型は平成30年1月のモデル試行に向け、調整をしていく予定です。

また、13地区においては、地域に必要な支援体制等の検討の場としての協議体を地域に合わせた形で開催し、今後も継続実施します。

5 今後の予定（全体計画）

		平成29年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
【市内における動き】	藤沢型地域包括ケアシステムの推進に向けた市内検討委員会	①				②			③				④
	市内会議 専門部会 (6つの重点テーマごとに開催)		①	随時実施									
	分科会・事業検討等			随時実施									
	藤沢型地域包括ケアシステム推進会議		①			②				③			④
【地域における動き】	小地域ケア会議(協議体)の開催	各地区別に定期的に開催(地域の困り事を解決する仕組みの検討・他団体等からの意見聴取等)											
	各地区におけるワークショップ等の開催	具体的な打合せ・調整等		ワークショップ等の開催									
	郷土づくり推進会議との意見交換等									取組の進捗状況等の報告			
	周知・啓発等に関する活動							シンポジウムの開催		生涯学習出張講座等			
【部内計画策定の動き】	【共通スケジュール】							中間まとめ・パブリックコメント				印刷発行	
	各審議会 藤沢市地域福祉計画推進委員会		①		②		③			④			
	藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会	①		②		③		④		⑤		⑥	
	障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会		①			②③		④		⑤	⑥		
	市議会(厚生環境常任委員会)報告			○						○		○	

以上